③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
④　建設リサイクル法対象工事
⑤　総価契約単価合意方式
⑥　出来高部分払方式
⑦　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
⑧　「設計変更審査会」の設置対象工事
⑨　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑩　難工事指定工事
⑪　難工事施工実績評価対象工事
⑫　難工事功労表彰評価対象工事
⑬　ＣＩＭ活用工事【発注者指定型】
⑭　工事工程表の開示試行工事
⑮　週休２日制適用工事【発注者指定方式】
⑯　新技術導入促進Ⅰ型
⑰　段階選抜一次審査選抜者数拡大
⑱　「生産性向上チャレンジ」試行工事
⑲　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑳　条件明示チェックリスト開示の試行工事
㉑　「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事
㉒　ＣＣＵＳ義務化モデル工事
㉓　建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（発注者指定型）

⑾　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成18年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

①　シールド工法（密閉型）による工事であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

②　１人の者が、平成18年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸①に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式－１－１で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

⑻　一次審査申請書及び一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　段階的選抜に関する事項

⑴　一次審査　上記２に掲げる競争参加資格（２⑹を除く）を満たす者について、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力を評価し、一次審査評価点を算出して与え、入札説明書に示す選抜者数を上限として、一次審査評価点合計の上位の者を選抜する。

ただし、選抜者数上限となる者の審査評価点合計と同じ点数の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

なお、競争参加資格（２⑹を除く）を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格（２⑹を除く）を満たす者全てについて、一次選抜された者と認める。

詳細は、入札説明書による。

⑵　二次審査　発注者から上記⑴に掲げる競争参加資格があると認められ、一次選抜された者について、工事全般の施工計画の評価を行う。

その際、発注者から「工事全般の施工計画書」について適正であると認められた者が、競争参加資格を有する者として、入札に参加することができる。

詳細は、入札説明書による。